

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい課題がある 〇〇が必要
69 (H26)	さっぽろしない きんこう うい にゅうしょしお み 札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。 ※個別ケースのため詳細は記載しません。	にゅうしょ しそつ み 入所できる施設が見つけられない にゅうしょしお こかた かつよう りょうしゅ じゅんかんし す て む 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では? 地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。
86 (H28)	さい だんせい ばんとうそくとうようがたにんちしょう はつしょ さいじ びとうめい こくち 53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。 【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。 【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくななり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。 【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いトラブルの可能性がある。作業中の人の接触やストレスなどで床や机・自転車を殴る。徐々に障害されてきている。 【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がない。障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きく日本人に違和感があるように思われる）④病状告知されてから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	かだい 【課題】 じやねんせいにんちしょう かた 若年性認知症の方への社会資源がない かんがえ かいはつきく 【考えられる解決策】 じやねんせいにんちしょう かたがた せいかつ こんなん ひつよう きーひす ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究一必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。 どうよう けーす 【同様のケース】 さかう はつしょ しょうがいりょういき しげん 急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p> <p>触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。</p> <p>入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<p>・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。</p> <p>【参考】</p> <p>・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</p>	<p>主：社会資源 掲載：地域移行</p>
<p>【課題整理済】</p> <p>働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。</p> <p>進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。</p> <p>病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。</p> <p>就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。</p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
89 (H28)	おっとふたりせたい とじょせい しんたいしょうがい えんいがた み おば ち二 夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー）1 種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使 用し自分で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく 立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すり につかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方 が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を 利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等 を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の 用事があり、外出しなければいけないこともある。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足で対 応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないこと や、本人がトイレを我慢するしかない状況がでててしまつ た。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利 用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場 合にどうしたらよいか困っている。【相談】	【課題】 じゅうどほんかいご じぎょうしゃく すく 重度訪問介護の事業所が少ないことについて 【考えられる解決策】 じゅうどほんかいご りょう かたがた に 一 す こべつせ そ しえん ①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援 ができるよう、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると 良いと思っている。そのためにには、請け負う事業所側にもメ リットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。ま た、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認 めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で 請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術 向上の取り組みがあつてもよいのではないか。 ②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半 分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大 のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために 活用できる仕組みがほしい。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課 題
25 (H25)	じゅうどしんたいしゃう かた しゅうしょく 重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目次は立っているが、職場内介助者の確保が難しく て具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利 用しても就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほと んどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意 味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。 雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティア も検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボラン ティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談)	しょくばないかいじょ ひつこう ぱかい かいじょしゃ て だ ふじゅうぶん ・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p>【課題整理】</p> <p>ヘルバーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきて、相談に繋がってきている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方が? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えていい。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議を持つことも必要か?</p>	<p>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。</p> <p>・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める（令和元年6月24日運営会議）</p>	主：社会資源 副：制度（国域） ふく 副：支援技術・障がい特性
<p>【課題整理】</p> <p>助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。</p>	・就労支援推進部会で継続審議中。	主：労働

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
77 (H27)	<p>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動について支援をする。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 対応する事業所をさがしている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動と就労の2つの課題がある。 ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすべての活用。 ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区） 	<p>【課題】</p> <p>移動に制約のある方の就労支援。</p> <p>【取組提案】</p> <p>移動支援の通勤時の利用への拡大</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなっている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしま う 就労部会への情報提供 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 <p>【就労支援推進部会】</p> <p>平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討することを提案。</p> <p>【移動に関するプロジェクトチーム】</p> <p>平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行っている。</p>	<p>主：労働 副：移動</p>
	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <p>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</p> <p>No.41の記載と同様、第35回全体会（令和2年12月）をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
110 (R2)	<p>せいしんほけんふくしどうようしんせいかう けーす 精神保健福祉手帳申請中のケース。</p> <p>ほんにん げんき えーがたじぎょうしょ さが けんがくご おうぼ 本人が元気さーちでA型事業所を探し、見学後に応募するが、 「HW(ハローワーク)からの紹介状が必要」と事業所側から言われ る。その後HWへ行くことになるが、『手帳取得→求人登録→紹介 状』という流れの説明を受ける。手帳の進捗状況を確認のため、区 役所に連絡すると、「HWからの紹介状がなくても就労継続A型の利 用は可能」という説明を受ける。しかし、A型事業所へ連絡を入れ、区 役所の説明を伝えたところ、「ハローワークの紹介状は必須」と言わ れ、結局面接を受けることはできなかった。</p> <p>ほんにん えーがたじぎょうしょ はーるーわーく しょうかいじょ もとめ 本人からは、「A型事業所がハローワークの紹介状を求めるこことを はじめ、機関(HW、区役所)の異なる説明について、混乱と同時に 疑問が残った」との意見があった。 そだん 【相談】</p>	<p>えーがたじぎょうしょ とくかいきん とくていきかうしょくしゃこうかいはつじょせいきん ほ 1、A型事業所が特開金(特定求職者雇用開発助成金)欲しさに はーるーわーく しょうかいじょ もとめ そだんしょんぎょうかい はーるーわーく くわしくよ さいど 黙の了解になっているが、①ハローワーク、②区役所、が制度 をどこまで理解できているのか疑問。「雇用」と「福祉サービ ス」という二つの観点から利用者に説明ができるれば、利用者が 混乱しないのではないか。</p> <p>えーがたじぎょうしょがわ めりこと はーるーわーく しょうかいじょ めんせつじゅうけん 2、A型事業所側のメリットとして、HWの紹介状を面接条件にす るのであれば、見習する前に事前に条件を提示するとスムーズ ではないか?また、事業所都合であれば、事業所側にその説明 責任はないのか?</p> <p>ほぞく じょうほうこうひょうせいで こうもく かくにん じょうき せつ ⇒※補足1:情報公表制度の項目を確認したが、上記2の説 めいせきにん あた こうもく みあ 明責任に当る項目は見当たらない。</p> <p>ほぞく とくかいきん ぜひ かだい わけ しよう ⇒※補足2:特開金の是非を課題としている訳ではなく、障 とうじしゃ ただ じょうほう ただ つた がい当事者にわかりやすく正しい情報が行き渡るためにどのような工夫や取組みが必要かということを課題としている。</p> <p>れいわ わら がつ にちそだらしろくじかいていわいかい ざるく 【令和2年2月4日相談支援部会定例会でも議論】</p> <p>りょうしや ただ じょうほう ただ つた のぞ ・利用者に正しい情報が正しく伝わるようにしていくことが望 めいせきにん はーるーわーく しやうそうじょこうしょ かか ましい。ハローワークや就労事業所に関わることなので、就労 じえんすいんぶかい かだい あ ついあん 支援推進部会でも課題を取り上げてもらえないか提案すること ごうい の合意を得る。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済み】 【令和2年度 第4回運営会議(令和2年9月・書面会議) ・就労支援推進部会で検討することで決定。</p>	<p><u>【令和3年3月24日協議会運営会会議（リモート会議）】</u> 就労支援部会からの回答 ・ハローワーク求人票がでている事業所でも「ハローワークを通さなくて良い」というところがある現状について ⇒対応は事業所による。あくまで個々の各事業所の判断によるため、直接事業所に聞くのが一番良い。 ・区役所の理解について ⇒区役所の方は行政が判断していただくことでしかない。 上記、就労支援推進部会からの回答を相談支援部会で共有することになる。</p>	<p>主：労働</p>

No. (年度)	じれい もんだい き 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
70 (H27)	さっぽろし しょうがいしゃにじょうせいかつようべ とくしまつと きじゅんがく 札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は 19,600円となっている。 じょくそう とこ 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット など使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物 もあり、かなりの自己負担になってしまふ。褥瘡があり医者か らエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったと ころ、基準額が19,600円で基準額を超える物を貰うとしたら自 己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一 般のマットだと痛くて眠れないで、自動で時間を設定し枕の 切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自 己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないの でかなりの負担となつた。（東区）	とくしかまつと ひつきょう とく じょくそう かた とほう ひつきょう 特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な 方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったもの に、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見 直しをしてほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のまちの状況は？ →恵庭、北広島、江別 共に1960円（札幌市と同額） ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。 	<p>【平成31年度3月20日運営会議】</p> <p>「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	<p>主：制度 (市域) 副：行政の 仕組</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○といふかだい 課題がある ○○が必要
78 (H27)	<p>じどう ほうかごとうで いき一 びす しきゅうにつすう 児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】</p> <p>せいかつげんばん じょうしきんじょ ひつよう じどう あいきゆー みまん しきゅうきじゅ 生活全般に常に援助が必要な児童（1Q20未満）への支給基 準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほし い。</p> <p>げんじゅう はんていけつ しきゅうにつすう にち はじ でい 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりテ き一 びす など いげんしょ にち しきゅうにつすう おも イサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思 われます。</p> <p>じゅうど はつたしおがい もじ じどう しきゅうにつすう ひつよう じき ひつよう 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要 りう でいもう きじゆん さいこう しつ な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質 たか りょういく うつ の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体 もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体 もある。札幌市も児にあつた適切な支給日数を決定できるよう 考えてほしい。 <p>【現状の対処】</p> <p>じどう いき一 びす じょうげんがくかんりじぎょうしょ いらい かくじぎょうしょ けい 児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契 約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるように している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族 へのレスパイドにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は 質の高い継続した療育と思われる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性が薄い利用者もいる。 ・長期休業中や学校との連携に課題がある ・児にあつた適切な支給量を決定することは、判断が難しいも のの重要なことである。 ・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人 生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考 えられる。 ・成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められる ケースもある。（清田区） 	<p>かだい 【課題】</p> <p>じょうがいじ できせつ しきゅうにつすう けつてい 障害児にあつた適切な支給日数の決定について</p> <p>【取組提案】</p> <p>じゅうど じょうがいじ せいかつじょうきょう けおん 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に關して、27日へ しきゅうりょう みと の支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p> <p>見者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】</p> <p>札幌市とその都度話し合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他の子供がかかるがわかる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月~土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらいたい結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていくことを希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。 【相談】	かだい 【課題】 かいごほけんたいしょしゃうわのようけん 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について かんが かいはつさく 【考えられる解決策】 さいいじょうしようがいふくしさーびすりょうかたけいかくそうだんし 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex・重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい疑い）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	かだい 【課題】 たんきゅうしょしきゅうけついときじん 短期入所の支給決定基準について かんが かいはつさく 【考えられる解決策】 げんこうきつほろしきじゅんげんそくにちつきしきゅうけつい 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機の4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれらの厳しい条件があつても良いと思うが、そこでまた必要なく、月1日、14日などの支給決定を受けたい場合には準備を整備した方が良いと思われる。 障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月といふ縛りではなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するよう示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営会議以外とも役割分担が必要。 ・札幌市の支給審査基準に関係する課題。 ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 ・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 <p>⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上の乗せについて(改正)【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 	<p>主 : 制度 (市域)</p> <p>副 : 介護保 険への移行</p>
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の支給審査基準に関係する課題。(80の見解と同じ) ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。(80の見解と同じ) 	<p>・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。</p>	<p>主 : 制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
59 (H26)	いま きー びす たよ は 一 ど ゆん の せい び おこ 今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行なってい じりつせんほう まん ば わ 一 じゅうじつ しょん かたむ たが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつあ ほんじん まん ば わ ほそぐ にちじょうせいかつようく じゅ る。本人としてはマシンパワーよりも補装具や日常生活用具の充 うじつ ほう ゆうせんじゅんぱい たか げんじゅう じゅうどうまんかんかい じかんすう 実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数 よゆう ほそぐ にちじょうせいかつようく じょうげんじょうりょう は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をして そうだん いる。(相談27)	じゅうどうほうもんかいりょうしゃなど ほそく にちじょうせいかつようく 重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65 (H26)	にっちゅうかつどう さ 一 びす さいかつかいご じゅうこうけいそくしえんびーがた ふくすう 日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数 さ 一 びす りょう は あい かくつきにっすうひく にち じっしつ にち かげ のサービスを利用する場合、各月日数一8日(実質23日/1カ 月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・ ほけんふくしき そうほう ふたん 保健福祉課双方の負担になっている。 にっちゅうかつどう さ 一 びす にっすう にち つき わく なか ひんばん ふ 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分け ひつわけ がいじゅつけ へん と さんか きよ ようへ る必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きよ予定 んこう はあい つき ど へんこう なお 変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない とき ひがしく 時もある。(東区)	にっちゅうかつどう さ 一 びす ふくすう さ 一 びす りょう ばあ 日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場 い しゅううようせい かか じ む かんそか けんとう 合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 りょうけいがく ていりつ つど しきゅうりょうじょ サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調 うせい よう 整を要しないようにできないか。
109 (R1)	ちゅうとうじょう かた こうれい かた じょうほうでんたつ つーる 中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがな みなみく い。【南区】	さ ほーと ふ あ い る つか サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。 	<p>【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	主：制度 (国域)
<p>【課題整理済】 国の協議会的なものに提案をしたい。</p>	<p>【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	主：制度 (国域)
<p>【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするよう工夫している事業所もある。 全般的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等ができるところから行われてきている。 南区地域部会でも引き続き、できることはいか検討を続けていく。 各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれない、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。 	<p>●令和元年7月16日地域部会連絡会 課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。</p>	

うんえい かいぎ きゅう まちの課題整理プロジェクトチーム) における
運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(2021/6/11 第36回 全体会 資料)
全課題一覧
※課題NO. の横の () 内は課題提出年度
網掛けは一定の改善が見られたため、一旦取組み終了とした課題

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
41 (H26)	副				主	掲載
5 (H24)					主	副
9 (H24)					主	副
16 (H24)					主	副
19 (H25)					主	副
42 (H26)					主	副
43 (H26)					主	副
18 (H24)					主	
22 (H25)					主	
26 (H25)					主	
48 (H26)					主	
61 (H26)	副				主	
62 (H26)					主	
76 (H27)					主	
83 (H28)					主	
92 (H28)					主	
93 (H28)					主	
97 (H28)					主	
13 (H24)						主
34 (H25)						主
56 (H26)						主
68 (H26)					副	主
74 (H27)						主

No. (年度)	ぶんさつ 分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
79 (H28)						しゅ 主
100 (H29)						しゅ 主・副
7 (H24)	けいさい 掲載		しゅ 主			けいさい 掲載
27 (H25)			しゅ 主			
28 (H25)			しゅ 主			
44 (H26)			しゅ 主			
52 (H26)			しゅ 主			
73 (H27)			しゅ 主			
8 (H24)						しゅ 主
33 (H25)						しゅ 主
45 (H26)						しゅ 主
47 (H26)						しゅ 主
49 (H26)						しゅ 主
53 (H26)						しゅ 主
101 (H29)						しゅ 主
1 (H24)	しゅ 主					けいさい 掲載
4 (H24)	しゅ 主					
15 (H24)	しゅ 主					
60 (H26)	しゅ 主		ふく 副			
66 (H26)	しゅ 主					
67 (H26)	しゅ 主/前半					しゅ 主/後半
82 (H28)	しゅ 主					
11 (H24)						しゅ 主

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
99 (H29)						しゅ 主
108 (R1)						しゅ 主
3 (H24)		しゅ 主				
6 (H24)		しゅ 主				けいさい 掲載
20 (H25)		しゅ 主				
29 (H25)		しゅ 主				
35 (H25)		しゅ 主		けいさい 掲載		
36 (H25)		しゅ 主				
37 (H25)		しゅ 主				ふく 副
38 (H25)		しゅ 主				ふく 副
39 (H25)		しゅ 主				ふく 副
40 (H25)		しゅ 主				
46 (H26)		しゅ 主				
55 (H26)		しゅ 主				
96 (H28)		しゅ 主				
17 (H24)						しゅ 主・掲載
87 (H28)	ふく 副					しゅ 主
88 (H28)	ふく 副					しゅ 主
91 (H28)				けいさい 掲載		しゅ 主
23 (H25)						しゅ 主・ふく 副
64 (H26)						しゅ 主
102 (H30)						しゅ 主
30 (H25)						しゅ 主・ふく 副

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
103 (H30)						しゅ 主
104 (H30)						しゅ 主
105 (H30)						しゅ 主
106 (H30)						しゅ 主
107 (H30)						しゅ 主
51 (H26)						しゅ 主
63 (H26)						しゅ 主・副
72 (H27)						しゅ 主
14 (H24)						しゅ 主
50 (H26)						しゅ 主
90 (H28)						しゅ 主
24 (H25)						しゅ 主
31 (H25)		けいさい 掲載				しゅ 主・副
32 (H25)						しゅ 主
54 (H26)						しゅ 主
58 (H26)						しゅ 主
69 (H26)				けいさい 掲載		しゅ 主
71 (H27)		けいさい 掲載				しゅ 主
86 (H28)						しゅ 主
89 (H28)	ふく 副					しゅ 主・副
98 (H29)						しゅ 主
25 (H25)						しゅ 主
77 (H27)					ふく 副	しゅ 主

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
110 (R2)						しゅ 主
70 (H27)						しゅ 主・副
78 (H27)						しゅ 主
80 (H28)						しゅ 主・副
81 (H28)						しゅ 主
84 (H28)						しゅ 主
85 (H28)						しゅ 主
94 (H28)						しゅ 主
95 (H28)						しゅ 主
57 (H26)						しゅ 主
59 (H26)						しゅ 主
65 (H26)						しゅ 主
75 (H27)				しゅ 主		
21 (H25)						しゅ 主
109 (R1)						けいさい 掲載
2 (H24)						しゅ 主
10 (H24)						しゅ 主
12 (H24)						しゅ 主